

認定商品を募集します！



こんな商品を募集します！

①

あの場所はステキ！



ジオパークのみどころ
を模したもの

②

1種類以上五島の素材か～



ジオパーク内の原材料
を使用している

③

どうぞ～



ジオパーク内で買える
もしくは飲食ができる

◆申込方法

- ・五島列島（下五島エリア）ジオパーク認定商品申請書（様式第1号）及び暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式）を五島列島ジオパーク推進協議会に提出してください。

募集の詳細は、裏面をご覧ください。

五島列島(下五島エリア)ジオパーク認定商品募集について

認定商品の申請に関しては、以下をご確認ください。

◆申請の条件

商品の製造又は販売にあたり必要な許認可等を取得している法人、その他の団体又は個人が経営する事業所であって、次に掲げる全ての条件を全て満たすもの。

- (1) ジオパーク内に商品の製造工場又は販売店舗若しくは飲食店舗を有している。
- (2) 貴重な地質資源（岩石・鉱物）及び希少な動植物を用いていない。
- (3) 商品が飲食物の場合、ジオパーク内で生産された原材料を1種類以上使用している。
- (4) 商品の製造又は販売等に関し、第三者の産業財産権（特許）等に損害を与えないもの。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していない、又は役員等が関係していない。

◆認定要件

認定商品の認定要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) テーマが明確であり、ジオパークを連想させるストーリーがある。
- (2) 商品の造形又はパッケージデザインにおいて、ジオパークロゴの使用又はジオパークとしての特徴が表現されている。
- (3) ジオパークの視点を活かした斬新な発想や独自性がある。
- (4) 認定商品を活かしたジオパーク及び五島列島の魅力発信が期待できる。
- (5) ジオパークのイメージ、公益性を損なう恐れがない。

◆申請方法

申請する場合は、五島列島（下五島エリア）ジオパーク認定商品申請書（様式第1号）及び暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式）を五島列島ジオパーク推進協議会に提出してください。

◆認定の決定

協議会は、審査の結果を認定（非認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知します。また、認定商品の認定を受ける者に対しては、認定証を交付します。

五島列島ジオパーク推進協議会（五島市地域振興部文化観光課）
〒853-8501 五島市福江町1番1号
電話0959-72-6369 FAX0959-74-1994
E-mail kankou@city.goto.lg.jp